

船舶事故調査報告書

平成24年1月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年6月18日 13時30分ごろ
発生場所	千葉県南房総市白浜港南方沖 南房総市所在の野島埼灯台から真方位106° 1.4海里（M）付近 （概位 北緯34° 53.7′ 東経139° 55.0′）
事故調査の経過	平成23年9月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	漁船 第七共進丸 ^{きょうしん} 、19トン CB2-80179（漁船登録番号）、共進丸漁業株式会社 18.48m（Lr）×4.77m×2.01m、FRP ディーゼル機関、735kW（漁船法馬力数）、平成5年3月 船長 男性 28歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年10月12日 免許証交付日 平成23年3月29日 （平成28年10月11日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底及びソナー損傷
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、千葉県館山市布良西方沖の漁場でのまき網漁の操業を終え、船首約0.5m、船尾約1.5mの喫水をもって、まき網漁船共進丸船団の他船と共に同県鴨川市鴨川漁港に向け帰途に就いた。</p> <p>船長は、操舵室の椅子に腰を掛けて操船に当たり、約13.0ノットの対地速力で自動操舵により航行した。</p> <p>本船は、白浜港南方沖を東進中、平成23年6月18日13時30分ごろ、野島埼灯台から真方位106° 1.4M付近において、岩礁（以下「本件岩礁」という。）に乗り揚げ、擦過した。</p> <p>船長は、ふだん、「キューゴ根」と呼称される岩礁群から離れた沖を航行していたが、キューゴ根の沖に操業中の他船がおり、また、航程を短くして早く帰港しようと考え、本件岩礁に接近する針路とした。</p> <p>船長は、乗り揚げる直前、肉眼で前方に海面の色の違いにより本件岩礁を認めた。</p> <p>船長は、船体を点検したが、航行に支障がなかったので、鴨川漁港に帰港した。</p>

気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約0.1m（鴨川）</p>	
その他の事項	<p>本件岩礁は、「清澄出シ」と呼称され、沿岸の浅礁域から突出するように陸岸から約1,500mの範囲に拡張し、海図上の水深が4.8m及び7.9mとなっているキューゴ根の西北西約700m付近にあり、海図上の水深は1.4mとなっている。</p> <p>船長は、本船のGPSプロッターに四角のマークと共にキューゴ根の名称を入力して表示させていたが、本件岩礁は入力していなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、白浜港南方沖を東進中、船長が野島埼東南東方沖の本件岩礁に接近して航行したことから、本件岩礁の南端に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだん、キューゴ根から離れた沖を航行していたが、キューゴ根の沖に操業中の他船がおり、また、航程を短くして早く帰港しようとして本件岩礁に接近して航行したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、白浜港南方沖を東進中、船長が野島埼東南東方沖の本件岩礁に接近して航行したため、本件岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸の岩礁域に接近して航行する場合は、船位の確認を適切に行うこと。 	